

令和 年度固定資産税特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 松山市長

申告者(固定資産所有者)

住 所

ふりがな

氏名又は名称

電 話 () -

当法人は 法により設立運営されているものであり、

1、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業(利用定員が5人以下)

下記物件は、地方税法第349条の3第 項に規定する固定資産に該当するので、
関係書類を添えて申告します。

2、特定事業所内保育施設(企業主導型保育事業)

下記物件は、(旧)地方税法附則第15条第32項に規定する固定資産に該当するので、
関係書類を添えて申告します。

また、本申告に対する用途等の確認を、資産税課から業務担当課に対し行うことに同意し、用途等に変更が生じた場合は速やかに届出いたします。

納税義務者	☐ 同上(上記の申告者と同じ場合は、チェックを入れてください)	
	住 所	
	氏名又は名称	
	個人番号 又は法人番号	(右詰で記載)

土地・家屋

物件所在地	地番／ 家屋番号	地目／ 種類・構造	地積／ 床面積	特例適用該当 面 積	直接その用に 供し始めた時期	特例 適用率	特例 最終年
			m ²	m ²		2分の1	
						2分の1	
						2分の1	
						2分の1	
						2分の1	
						2分の1	

償却資産

種類	資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	特例 適用率	特例 最終年
					2分の1	
					2分の1	
					2分の1	
					2分の1	

※資産が多く記入欄が足りない場合は、別紙作成し、申告書に添付してください。

※添付書類については裏面参照

【 添付書類 】 ※全てコピー可

- ①法人登記簿謄本 ②土地建物の登記簿謄本 ③土地公図 ④建物配置図
- ⑤事業を実施している部分とその面積が分かる図面（土地、建物）
- ⑥事業開始時期及び事業内容を証明できる書類
- ⑦無償で貸与している場合にその事実を証明する書類（特定事業所内保育施設のみ）
- ⑧企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書（特定事業所内保育施設のみ）
- ⑨既存の事業所内保育施設から定員を増員した場合、それが分かる書類（特定事業所内保育施設のみ）

【 マイナンバー制度について 】

マイナンバー制度により、「個人番号」「法人番号」が必要となります。個人番号の場合、通知カード等による番号確認と、運転免許証等による本人確認をすることが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条で規定されていますので、ご協力をお願いします。

なお、郵送の場合は、通知カードの写し及び運転免許証等の写し 又は 個人番号カードの写しを同封してください。

【問い合わせ先】

〒790－8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 理財部 資産税課
土地担当 電話 (089) 948－6314 ・ 948-6315
家屋担当 電話 (089) 948－6319 ・ 948-6321 ・ 948-6323
償却資産担当 電話 (089) 948－6309 ・ 948-6310